

横浜市天神ホーム 横浜市令和3年度 事業計画

目次

1. 所在地
2. 利用定員
3. 管理運営基本方針
4. 職員の状況
 - (1) 責任体制
 - (2) 職員配置計画
 - (3) 職員研修計画
 - (4) 職員会議等計画
5. 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方
6. 短期入所における受け入れ体制
7. 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供(短期入所含む)
 - (1) 処遇方針(施設サービス計画)の作成計画
 - (2) 排泄介助の実施計画
 - (3) 入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画
 - (4) リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画
 - (5) 食事実施計画
 - (6) 医療・健康管理の実施計画
 - (7) 入所者や家族等との連携
 - (8) 身体拘束廃止への取り組み計画
 - (9) 認知症への取り組み計画
 - (10) 重度者及び医療対応者への取り組み計画
 - (11) 看取り介護(ターミナルケア)への取り組み計画
8. 事故防止対策
9. 苦情受付体制
10. 防犯、防災、緊急時の対応
11. 近隣の他機関(福祉・保健・医療・教育機関等)との連携
12. 地域団体(町内会・地区社協等)との連携
13. 個人情報の保護体制
14. 情報公開の取り組み
15. 衛生管理への取り組み

【別紙資料】

- ・ 別紙1:管理運営基本方針(基本理念)
- ・ 別紙2:横浜市天神ホーム 組織図
- ・ 別紙3:令和3年度 職員研修計画
- ・ 別紙4:職員会議計画

令和 3年度 事業計画

特別養護老人ホーム 横浜市天神ホーム

1. 所在地 横浜市南区浦舟町3丁目46番地

2. 利用定員 特別養護老人ホーム 74名
 短期入所生活介護 6名

3. 管理運営基本方針 別紙1「基本理念」のとおり

4. 職員の状況

(1) 責任体制 別紙2 「横浜市天神ホーム」組織図のとおり

(2) 職員配置計画(特養+短期=80名の定員に対して)

施設構造が4ユニットとなっており各ユニットに1名ずつ夜勤者を配置するため毎日4名(国基準は夜勤者3名)の夜勤者を配置して手厚い介護を実施している。直接処遇職員については、概ね2:1の配置となるよう努めている。次世代を担う人材の確保育成を視野に入れ、基準より厚めの配置とする。生活相談員も全員も介護支援専門員資格を有する職員を3名配置している。

なお、平成4年に法人内に新規特養が開設する予定となっている。新規施設の開所までに人材を確保しておく必要性から、法人と連携して職員確保に努める。下記の配置計画とするが、今年度は下記以上の職員数を配置しての運営となる予定。

配置計画人数は以下の通りとする。

令和 3年 4月 1日

	国配置基準	令和3年度計画	備考
施設長(管理者)	1	1	
看護職	3	6(5.8)	常勤換算
介護職	23.7	34.0	常勤換算
生活相談員	1	3(2.4)	内2名は介護職員を兼務
機能訓練指導員	1	1(0.2)	看護職員が兼務
介護支援専門員	1	3	生活相談員の3名再掲
管理栄養士	1	1	
事務員	—	0.4	(常勤換算)
その他	—	1.2	クリーニングスタッフ・障害者雇用含む(常勤換算)

(3) 職員研修計画

別紙3「令和 3年度 職員研修計画」のとおり

(4) 職員会議等計画

別紙4の通り

5. 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方

横浜市が定める入退所指針に基づき「特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム入退所要綱」を作成している。それに従い、入退所検討委員会を設置し原則として月1回開催して公平な入所順位の決定を行っていく。退所者が出た際には速やかに入所ができるような体制に努める。また、入所に際しての相談や施設見学等も随時対応していく。また、関係機関とも連携して、虐待等の緊急に対応しなければならない優先入所についても受け入れを行っていく。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療機関や関係機関の面会自粛により新規入所候補者の面接が実施できない状況があり、入所案内作業に時間を要してしまっている。できる限り空床を作らないように、今まで以上に入所申込者の家族や関係機関からなどから情報を確認して、迅速な入所ができるように努める。

6. 短期入所における受け入れ体制

昨今、短期床への需要が減少している傾向があるが、少しでも多くの利用者が利用できるような効率の良い運営に努めていく。これまでと同様にキャンセル待ちの受付表を作成し、キャンセルが発生した場合、居宅介護支援事業者等へ連絡を取り迅速な対応を行う。また、居宅介護支援事業者の主催するサービス担当者会議に積極的に参加し、利用者の在宅生活の継続に資する。

長期利用床において利用者が入院され空床となった場合も、居宅介護支援事業者と連携し、短期入所利用希望者を積極的に受け入れる。このことにより地域の社会資源として、より有効活用されると共に経営の安定を図っていく。尚、長期利用者のベッド利用については、重要事項説明書に記載し、十分な説明と了承を得たうえで行う。実際の短期入所床への利用の際は、再度ご本人及びご家族の同意が得られた場合とする。短期入所への申し込みは、公平性を保つために2ヶ月前の1日付けFAXにて受け付けを行っていく。

短期入所においても新型コロナウイルスの影響で利用控えの傾向があり、稼働が低下して運営に影響を与えてしまっている。居宅介護事業所と綿密に連携を取り、キャンセルに対する周知、利用者獲得に努める。

7. 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供(短期入所含む)

(1) 処遇方針(施設サービス計画)の作成計画

当ホームは施設長、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士などの専門職員が配置されている。施設サービス計画とはこれらの職種がその機能を効果的に活かしながら、利用者一人ひとりの状況を把握し、ケアサービスの内容を決定したものとなっている。すべての生活相談員が介護支援専門員資格を取得しておりサービス計画立案や見直し業務の中心を担っている。

施設サービス計画は利用者及びその家族と職員が協働し、要介護状態であっても、それぞれの有する能力や状態に応じて、少しでも自立した生活が営めるよう、目標を立て、統一したサービスが提供できるようにしていく計画である。そのために、利用者やその家族からの要望や意向を把握して立案、評価、見直しを実施していく。

サービス担当者会議においては、できるだけ利用者及びその家族に参加をしての実施に努めていく。

施設サービス計画策定手順

- ① 利用者の日常生活を把握(その人が有する能力、環境等) …アセスメント
利用者・家族の今後に対する生活の希望の収集。
- ② 問題点を明らかにする。
利用者が自立生活を行えるよう支援する上で解決すべき課題の把握。 …アセスメント

- ③ 施設サービスの目標、達成時期、サービス内容、そのサービスの実施上留意すること等、サービス計画原案の作成。 …サービス担当者会議
- ④ そのサービス計画の原案を利用者・家族に説明し同意を得る。
- ⑤ 施設サービス計画の基づくサービスの実施。
- ⑥ 状態の変化等でサービスの内容が変更となる場合はその都度サービス計画の見直しや修正を行う。
- ⑦ 定期的(6ヶ月毎)に繰り返し評価、見直しの実施。(計画の変更) …モニタリング

施設サービス計画策定計画

- ① 新規入所者 …入所開始前(暫定プラン)もしくは入所後速やかに施設サービス計画を作成。
- ② 既入所者 …定期的な見直しは、原則として介護保険認定有効期間ごとに行う。但し、有効期間が1年を超える利用者は6ヶ月に1回見直しを実施。

※ 上記にかかわらず、利用者の状況に変化が生じた場合などはサービス計画の見直しは随時実施する。

(2)排泄介助の実施計画

- ① 可能な限り「自立した排泄」を目指して排泄介助を行っていく。

	介助内容
自立の段階	・ 排泄見守り ・ 声かけ、同行
一部介助の段階	・ トイレ誘導 ・ ポータブルトイレ誘導 ・ 尿器、便器介助
全介助の段階	・ ポータブルトイレで座っておむつ交換 ・ ベッド上でのおむつ交換

- ② おむつ交換実施計画

	交換回数	交換時間	定期交換以外の対応
常時使用者	3回	5:00,14:00,22:00	尿量の多い方など 2:00 にも交換を実施。希望時などは随時行う。
夜間のみ使用者	2回	5:00,22:00	

(3)入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画

- ① 入浴の状況(週2回以上の入浴)

		曜日	時間帯
一般浴	男性	月・火・水・金・土・日	10時00分～11時00分
	女性	〃	11時00分～12時00分
中間浴(個浴)	男性	〃	10時00分～11時00分
	女性	〃	11時00分～12時00分
機械浴 (ストレッチャー)	男性	月・火・水・金・土・日	14時00分～16時30分
	女性	〃	14時00分～16時30分

※ 本人の事情により入浴日に入浴できない利用者への対応

- ・全身清拭の実施。
- ・入浴が可能となった場合、次の定期的入浴日前もしくは定期的入浴日に入浴を実施する。

※ 行事等により入浴日に入浴できない場合の対応

・利用者に前もって周知、了解を得た上で、通常入浴の実施日でない木曜日に入浴を実施する。

※ 入浴時におけるプライバシーへの配慮

・男性、女性別に入浴時間の設定。

・カーテンやドアを利用し脱衣室から浴室内が見えないようにしている。同様に廊下から中の様子が見えないようにして実施する。

・集団での入浴を好まない利用者は個人対応で入浴の実施。

② 被服の着替え等

	対 応 状 況
被服の着替え	・入浴日(週2回) ・発汗、排泄失敗、食べこぼし、外出時等はその都度 ・起床後、就寝前(要介助者・毎日)
洗 濯	・施設内の洗濯室にて対応。
寝具の交換	・シーツ、枕カバー、防水シーツは週1回交換 ・他、汚れてしまった時などはその都度交換。

(4)リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画

新型コロナウイルスの感染により、ボランティア活動やレクリエーション活動、行事等を自粛せざるを得ない状況が継続している。感染が収束して通常の日常が戻り次第、順次再開をしていく。

① リハビリテーション実施計画

・リハビリテーション…嘱託医師等と検討の上、看護職員を中心に機能回復訓練を実施する。

・ラジオ体操、嚥下体操…毎日、ラジオ体操の音楽を流し体操を行う。その後、嚥下体操を実施。

・日常生活での機能維持活動…おしぼりたたみ、エプロンたたみ等のお手伝い等、日常生活動作の中において、本人の残存機能を活かした支援。

② クラブ活動計画

名 称	活 動 内 容	実施回数	指 導 者
歌声クラブ	ボランティアの演奏に合わせて歌を歌い楽しむ。	1回/月	ボランティア
歌謡クラブ	カラオケにて唱歌等を歌い楽しむ。	1回/月	ボランティア
朗読クラブ	ボランティアによる朗読に耳を傾ける。	1回/月	ボランティア
コツコツ体操	ボランティアによる体操指導。	1回/月	ボランティア
まごころ体操	マッサージ師による体操指導。	2回/月	ボランティア

③ レクリエーション

・日常

余暇時間の利用として毎日、午後の時間を使ってレクリエーションを実施する。

各フロアの利用者の状況を勘案してレクリエーションを実施する。

(例) DVD(懐かしの映画等)鑑賞等、体操、輪投げ、ボール遊び、折り紙、ぬりえ、習字等
・月間レクリエーション…月に1回実施

お好み食、おやつレク、外出レク、誕生会

④ 年間主要行事

4月 お花見	10月 秋の日帰り旅行
5月 春の日帰り旅行	12月 鍋パーティー、防災訓練(夜間想定)
7月 開所記念祭	1月 初詣、新年会
8月 納涼祭、浦舟複合福祉施設夏祭	2月 節分
9月 敬老祭、消防訓練	3月 ひな祭り、複合施設合同防災訓練

(5) 食事实施計画

① 利用者が、より家庭に近い状態で生活できるように援助するという方針に基づき、生活の中で大きな比重を占める食事を「潤いのある施設作り」の一環として位置付ける。

② 食事を通してコミュニケーションの改善に努め、QOLの向上から利用者の社会性が高まるよう援助する。

③ 利用者の身体的特質・嗜好に配慮し、季節感のある素材の味を生かし、また、家庭的な雰囲気楽しく喜んでいただける食事の提供の実施。

④ 栄養ケアマネジメントの実施継続

利用者一人ひとりに合った栄養ケア計画を作成して、実施する。他職種と共に協力して利用者の栄養改善に取り組む。低栄養の利用者には栄養補助食品のみに頼らず、各利用者の嗜好等を考慮して柔軟な対応を行っていく。

⑤ 食中毒の予防

食中毒の予防・まん延防止指針に基づき食品衛生及び厨房内の衛生管理の徹底を図るとともに、フロア等においても衛生管理を徹底する。

⑥ 適時適温による食事提供。

⑦ 行事食、誕生会食の実施。 …1回以上/月

⑧ 郷土料理の実施。 …1回/2ヶ月

⑨ 選択メニューの実施。 …1回以上/月

⑩ ソフト食の充実を図る。

⑪ 食事向上委員会の実施。 …1回/月

⑫ おやつレクリエーションの実施 …随時

⑬ 食事時間

朝食 概ね 7:30～ 8:30

昼食 概ね 12:00～13:00

夕食 概ね 18:00～19:00

⑭ 食事場所

天神ホームは従来型の特養であるが一つのフロアの利用者が集まるという食堂形態にはなっていない。各ユニットの食堂・ダイニングでそれぞれに食事を摂れるような新型特養的な構造となっている。また、ご利用者の希望に応じて居室などでも摂取可能としている。

(6) 医療・健康管理の実施計画

嘱託医師の指示のもとに利用者の健康管理は常に注意を払い日頃より疾病等の予防に努めていく。特に利用者の重度化が進んでいるため、医療対応が必要な方が多くなっており、協力医療機関と連携して適切に対応していく。

体調不良者の早期発見治療により、入院日数を減らすよう取り組む。また登録喀痰吸引等事業者として適合要件を整備し、医療や看護の連携による安全確保を図りながら行っていく。

当ホームは従前より協力歯科機関と連携して口腔ケアを重点的実施事項として取り組んできた。3年度の報酬改定では口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理の実施が求められることとなった。(3年の経過措置あり)

協力歯科機関のナガタ歯科医院の歯科医師・歯科衛生士が週2回来所され、その指導の下、利用者の口腔ケアに積極的に取り組み、報酬改定に対応した口腔ケアの実施に努めていく。

- ・嘱託医師診察 …8回/月(水・木) ・利用者健康診断…1回/年(10月)
- ・利用者胸部レントゲン撮影 …1回/年 ・協力病院 …本牧病院、横浜中央病院
- ・協力歯科医院…ナガタ歯科

(7) 入所者や家族等との連携

① 利用者からの相談等

- ・フロアごとに介護職員を固定し利用者個々のニーズを把握しやすくし、利用者が気軽に職員とコミュニケーションを取れるような雰囲気作りをしている。
- ・満足度調査…利用者満足度調査を実施。結果を検討し業務改善等の実施。
- ・介護相談員との関係を密にして、利用者ニーズの発掘を行う。
- ・サービス担当者会議(ケース会議)に参加を促進し、意見や希望を把握する。
- ・御意見箱の設置

② 家族等との連携

- ・サービス担当者会議(ケース会議)への参加促進。
- ・日帰り旅行や敬老祭など、行事への参加促進による連携強化。
- ・常日頃より連絡体制を密にし、利用者の状況の変化について随時報告を行う。

(8) 身体拘束廃止への取り組み計画

当ホームでは拘束を行わないケアを継続している。平成30年度の介護報酬改定において、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置などが義務付けられた。それに従い、委員会の3ヶ月に1回の実施、指針の整備、研修の実施などを行っていく。

(9) 認知症への取り組み計画

認知症になってもその人らしく生活を送れるよう、認知症介護技術の向上に努める。

認知症介護実践リーダーと認知症介護実践者の研修終了者を中心に認知症ケアの充実を図っていくとともに、認知症介護実践研修・実践リーダー研修に参加し、アセスメントやコミュニケーションの方法などを学び、効果的な支援を行っていく。

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるという国の方針が示されたので、対象職員がいる場合は対応していく。

(10) 重度者及び医療対応者への取り組み計画

入所申込基準が要介護3以上になった。ホームの本入所者割合も要介護4・5の利用者の占める割合が70%以上になり、利用者の重度化がさらに進んでいる。さらに医療対応が必要な利用者が増えているので、より適切な介護を提供するために、介護および看護の連携体制のさらなる充実が図れるよう体制の再検討や研修の実施に努めていく。

重度化に伴い利用者の褥瘡対策も課題となっている。当ホームは従前より褥瘡予防委員会において、利用者全員の褥瘡発生評価から褥瘡予防計画を策定して、褥瘡の発生予防や発生した場合の対応等に積極的な取組を行っている。今年度報酬改定において、褥瘡発生予防の管理を評価が新設されたため、さらに褥瘡予防を強化して前年度に引き続いて加算を取得していく。

(11) 看取り介護(ターミナルケア)への取組計画

特養への入所要件が要介護3以上となり重度の利用者の入所が増加している。当ホームは、従来型特養であるが、個室が半数あり多床室(2人部屋)もほぼ個室扱いできていおり、プライバシー保護ができる。また、

今回の報酬改定によって、看取り期の本人・家族との十分な話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から、基本報酬や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った取組を行うことが求められた。看取り介護のさらなる機能強化や医療連携を促進して、看取り介護を積極的に実施していく。

8. 事故防止対策

- ・「事故発生防止のための指針」に基づき事故予防に努める。

- ・事故対策委員会の開催

…1回/2ヶ月

事故対策委員会にて事故内容の検討(発生時間・事故種類・発生場所・原因)を行い事故再発防止の対応を協議し全職員へ周知を行う。

- ・「介護事故防止・対応マニュアル」に沿って職場研修等で事故対策について周知徹底を図る。

- ・リスクマネジメント関連の講習などに職員を派遣。派遣職員は研修報告を作成し、会議等で報告し事故防止に活用する。

- ・ヒヤリハット報告書を作成。職員は報告書を閲覧し事故発生等の状況や対策を共有する。

- ・発生した事故については、速やかに法人、横浜市健康福祉局高齢施設課へ事故報告書を提出する。

- ・リスクマネジメント強化として、特養における事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から、安全対策担当者を定めることを義務づけることが国から示された。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する方針となり組織的な安全対策体制の整備を新たに評価することとなったので、適切な体制が取れるように対応していく。

9. 苦情受付体制

当法人は「横浜市内所在施設の苦情解決に関する規程」を策定している。この規程に従い、横浜市天神ホームは苦情受付体制を整備している。苦情受付担当者(生活相談員)や苦情解決責任者(施設長)、第三者委員等の規定を定め、施設内の掲示や重要事項説明書に記載し説明を行うと共に、HP等で周知を図っていく。

また、施設内に御意見箱を設置している。また、利用者アンケートを実施し要望等の把握に努める。

10. 防犯、防災、緊急時の対応

(1)防犯について

設備上オートロック式になっていますが、昼間は面会票の記入及びホルダー着用による来所者のチェック、夜間は介護職員の巡回で対応していく。

(2)防災について

当施設は高層建建築物の4、5階部分であるため、建物全体の共同防火管理協議事項に基づき、浦舟複合福祉施設内の各団体が全体を守ろうという意識で防災に取り組んでいる。

「天神ホーム消防・防災計画」に基づき自衛消防組織を中心に、日常の点検や防災訓練を実施し非常時に備えている。

(3)緊急時の対応

災害などの緊急時、リアルタイムで出勤命令が伝達され、職員の安否確認や出勤要請の確認できる一斉通報システムを導入している。

11. 近隣の他機関(福祉・保健・医療・教育機関等)との連携

横浜市天神ホームは地元扎根し、地域のニーズに応えてきながら歩んできた。その歩みの中から今のホームの形が築きあげられてきた。関係機関との連携を強化していくなかで、今後も地域の社会資源として多様化する福祉ニーズにも対応できるよう、職員の自覚を深め資質の向上を図っていく。

利用者が在宅から当施設に入所しても、可能な限りこれまでの生活の継続性とケアの連続性が確保されることが重要であると考えている。そのため、地域の生活者である利用者が、在宅での生活と施設での生活との間に断絶が生じないように、これまでの関係性を維持できるように地域ケアプラザや担当ケアマネジャーとは、今後も情報交換や連携等を深めていく。

特別養護老人ホームは社会福祉法人の施設として、日頃から近隣の福祉・保健・医療機関等と連携を図ることはその社会的使命であると考えている。特に災害時には避難受入施設として利用者だけでなく地域の高齢者等の生命と生活を守る拠点として被災者の緊急受け入れのほか、備蓄食糧等緊急救援物資の提供についても、関係機関と密接に連携して取り組む。

教育機関等とは、昨今の深刻な介護人材不足に対応すべく、介護福祉士実習指導者を複数配置し介護福祉士養成機関からの実習依頼に対応できる体制の整備により養成機関との連携を強化に努める。介護職員初任者研修機関等とも連携を深め、介護人材育成にも協力し福祉マンパワー育成確保に努めていく。

12. 地域団体(町内会・地区社協等)との連携

家庭や地域とのつながりを重視する観点から、当施設では利用者を町内会や地区社協等の地域団体の催し(文化・社会活動、レク、飲食や買い物)に積極的に参加・見学の機会を確保していく。

また、施設のHPでのフェイスブックを活用し、施設の情報を町内会や地区社協等に広報するほか、近隣保育園児や小学生等との交流やボランティア活動、見学者の受入れの場など地域福祉の拠点となるよう連携に努める。

当施設は浦舟複合福祉施設の4、5階にあり、8階にある区社協とは各種ボランティアの紹介を依頼することや、区社協での催しに利用者が参加する等連携しながら施設運営を進めていく。

ヨコハマいきいきポイント受入施設として、ボランティアの方々も積極的に活動をしていただける場の提供を行う。現在は理容のボランティアが月に1回理髪を行っています。この他、朗読・傾聴ボランティアが月2回、歌声・歌謡ボランティアは月1回、裁縫ボランティア2団体が月1回活動している。

「保育園、学校等の交流」

- ① みなみマーン保育園
保育園行事(運動会等)への利用者の見学
- ② 睦町保育園
園児さんとお花見(4月)収穫祭を通しての交流会(10月)
- ③ 各中学校・職業体験等

13. 個人情報の保護体制

個人情報保護法の制定により、サービス利用者や社会が社会福祉法人に要求する管理レベルは飛躍的に高まっている。社会福祉施設が取り扱う個人情報の内容や性質からも他の事業分野以上の厳格な管理の実施が強く求められていることを各職員は念頭に置き、秘密保持に関する全ての法令等を遵守し、以下の取組を行っていく。

- ① 「(福)横浜社会福祉協会個人情報管理規程」に従い個人情報保護の実践。
- ② 職員研修内容: ・個人情報の取り扱い ・従事者の遵守事項
・従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する罰則並びに民事上の責任等

14. 情報公開の取り組み

介護保険の実施に伴い、利用者が介護サービスを適切に選択できるよう十分な情報公開を行うことが重要となっている。利用者は良いサービスを選択したい希望を持っているので、施設サービス情報を公開することによって、利用者から選択され、そのことによって、さらに施設の介護サービスの質が向上することが期待できる。

そこで、当施設ではホームページにより施設案内、基本情報を公開、常時更新に努め最新の情報を提供に努める。

当法人は「社会福祉法人 横浜社会福祉協会情報公開規程」が策定されている。また、横浜市が示す「情報公開に関する標準規程」に準拠した「特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム情報公開規程」も策定している。当施設もその規程に従い情報公開に努め、利用者等の理解と信頼の確立に努めていく。

前年度から継続となっている第三者評価の受審を行う。

15. 衛生管理への取り組み

施設は利用者にとって生活の場である。利用者の快適な生活確保のためには、利用者の高齢、虚弱という特質を十分考慮に入れ、施設の衛生管理及び感染症・中毒等の発生や予防に最大限努力していかなければならない。

「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」に基づき感染症対策委員会を中心に、予防対策を実施していく。感染症については平常時の対応と発生時の対応を定め、感染症対策委員会において感染のリスクとその対策に関する基本的な知識や、押さえるべきポイント等を検討し、予防及びまん延防止に努める。

また、平成28年度に「感染症.com」に法人が研修を依頼して、そのマニュアルに応じて感染症・食中毒予防体制の強化を図った。今年度も継続して感染症委員会を中心に研修で得た予防・蔓延予防対策を取り入れ、今まで以上の感染症・食中毒対策の強化を図っていく。

新型コロナウイルスの感染拡大によって昨年度は多くの施設運営上の制約を受けた。感染状況の終息が見

通せない状況が続くものと思われるため、さらなる感染症の発生及びまん延等の予防に関する取組を徹底していく。具体的には、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施などに取り組む。

「予防実施計画」

- ・職員教育 …感染症等についての研修や学習会を実施し職員の意識の向上。
- ・インフルエンザ …予防接種実施(利用者・家族に同意を得られた場合)
- ・結核 …胸部レントゲン検査 1回/年
- ・健康診断 …1回/年

【管理運営基本方針】

社会福祉法人 横浜社会福祉協会 基本理念

◎ご利用者幸福の追求

・私たちはご利用者を尊重し、生命、自由、プライバシー、個々人の人格権を守ります。そしてQOLの向上に根差した、真の満足を追求します。

◎地域貢献の追求

・地域に開き、地域に赴き、地域の声を聴く。私たちは常に地域に寄り添い、真の地域貢献を追求します。

◎職員幸福、職務環境の追求

・法人は職員を支え、学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求します。

◎今を、未来を支える福祉の追求

・私たちは常に自分たちのあり方を見直し、地域が求める福祉に対応できる組織であるため、改善を続けます。そして、より良い福祉の実現を目指し、挑戦を続けます。

令和3年度も横浜市天神ホームの管理運営にあたっては、「利用者に対するサービスの質を向上させることによって、市民の安らかな生活の確保に寄与すること」という指定管理の意義を確認し、適正かつ円滑に運営していくことを基本方針とする。

運営にあたっては、法人経営理念のもと、横浜市天神ホームは「お一人おひとりを大切に。在宅生活の延長を」の実現を目指す。

当施設の居室は個室及び個室対応が出来る二人部屋となっており、従来型特養ですが4つのユニット(小単位)構造となっている。この特性を最大限に活かし、家庭的で利用者本位のサービス提供に努める。さらに個人の尊厳を尊重し、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むよう支援を行う。

また、短期入所生活介護や施設入浴サービスにおいても、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、ご家族の介護負担の軽減や、利用者の在宅生活の継続への援助を行っていく。

経営の安定に向けて、今までとおり97.5パーセント以上の稼働率を目標とする。

環境への配慮を積極的に行っていく。

①節電の実践…蛍光灯の間引き、不要な照明の電源を切る。

OA機器等の節電の実施、一部LED照明への切り替え等

②節水対策…節水コマの導入検証

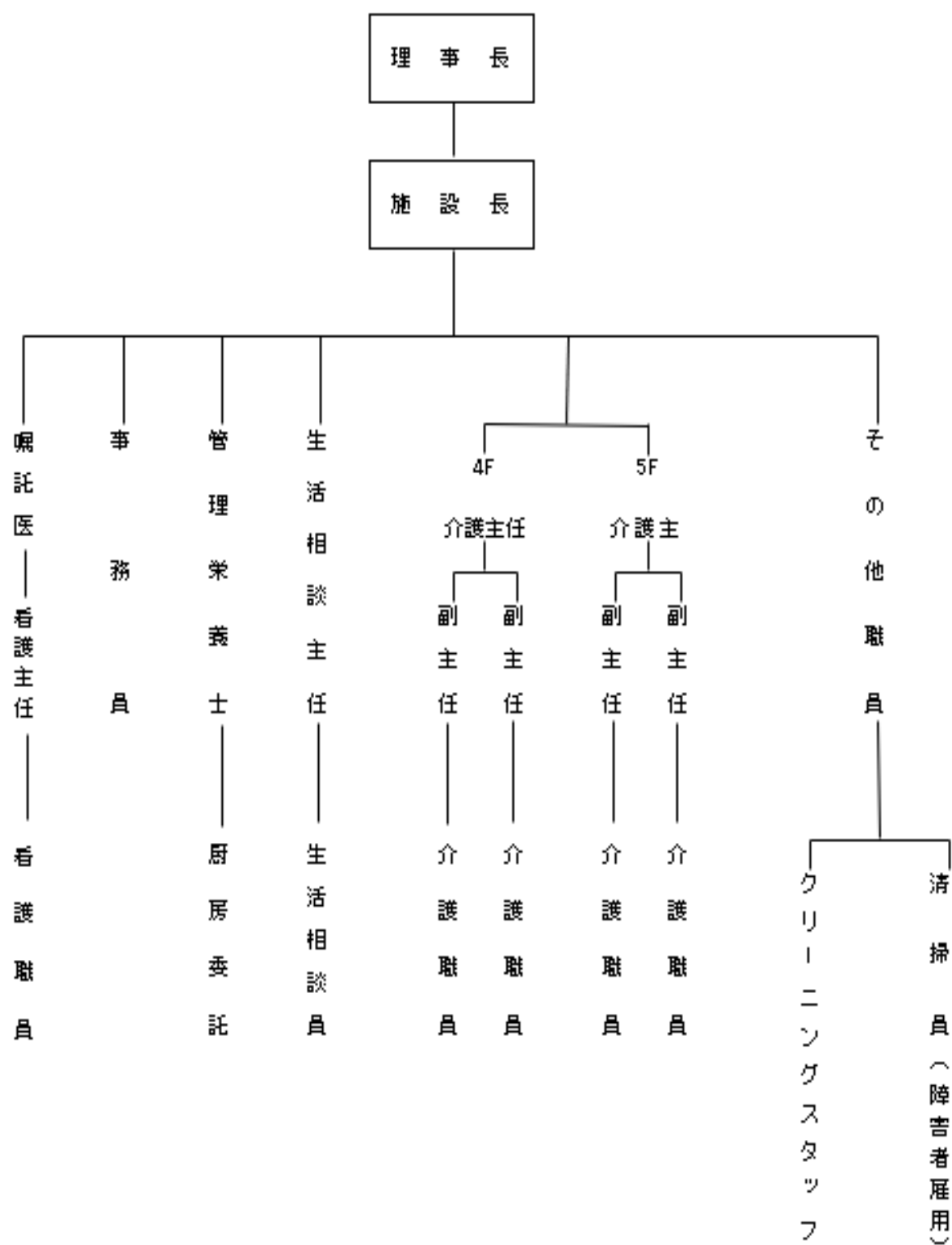
③業務効率化の実践

④ゴミの減量化

⑤事務用品の再利用等のオフィスのエコ化の推進

⑤ クールビズ、ウォームビズの推奨

横浜市天神ホーム組織図



令和 3年度 職員 研修 計画

特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム

福祉サービスの基本は「人を相手とし、人の手によって行われる専門的なサービス」であり、利用者と施設職員という人対人の関係である。特に個別処遇に取り組む当施設では、利用者と職員とはより密接な人間関係となる。そのため、職員のコミュニケーション能力と気づきを得た後の問題解決能力の向上のため、研修はますます重要になり、研修カリキュラムの開発と継続的な教育・研修が欠かせない。

そこで、当施設の運営に当たっては、法人の職員育成を目的とした「目標支援制度」に基づく全体研修への参加や、天神ホームの職員研修計画に基づく研修実施と共に、研修報告書による研修結果のフォローアップに努める。

令和 3年度 職員研修計画

1. 階層別研修

	研 修 の ね ら い
初級実務階層 (1年未満)	<ul style="list-style-type: none"> ○ スムーズな職場適応を図る ○ 基礎的知識・態度や技術を習得する ○ 社会人・組織人としての自覚・知識を習得する。 ○ 専門性の基礎作りを行う。
中級実務階層 (2～5年未満)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業人としての自己の確立を図る。 ○ 実践的技術・知識の習得と応用 ○ 各職種の専門性の拡大を図る。 ○ 職業観の確立を図る。 ○ 福祉の基礎的資格を取得する。
実務指導階層 (5年から8年未満)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門性の深化を図る。 ○ 福祉サービスの動向を見据えた最新の知識・技術を発展させる。 ○ 実践的な問題解決能力を取得する。
指導的職員 (現場役職者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度な専門知識、技術を習得する。 ○ スーパーバイザーとしての役割を自覚する。 ○ サービスの企画力や評価力を高める。 ○ 職員指導に関する知識、技術を習得する。
管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的活動の意義と内容の理解。 ○ 管理者としての役割を自覚する。 ○ 管理者としての問題解決能力、総合的判断力、戦略的形成力を高める。 ○ 地域福祉の推進役としての力量の向上。

2. 研修の態様

研 修 内 容		
職 場 研 修	施設内研修	開催予定月
	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修	5・11月
	褥瘡対策研修	5月
	看取りに関する研修(実施にあたっての精神的ケア研修含む)	5月
	介護事故の発生又はその再発防止に関する研修	2・8月
	介護事故の発生等緊急時の対応に関する研修	2・8月
	倫理及び法令遵守に関する研修(プライバシー保護・人権等)	8月
	個人情報保護に関する研修	2月及び 採用時随時
	医療研修(吸引、連携・緊急時等)	2月
	非常災害に対する研修(防災訓練等)	9・3月
	法人内研修	開催頻度
	介護主任会議(法人内入所施設、介護主任による勉強会、研修会)	年3回
	栄養士会議(法人内入所施設、栄養士による 〃)	年3回
	看護主任会議(〃 看護主任による 〃)	年3回
	経理事務職員研修(法人内各施設事務員による情報交換、研修)	随 時
	介護職員交換実習(法人内入所施設にて相互に職員派遣し研修)	年1回
	新採用職員採用時研修(個人情報保護、介護事故予防他)	年1回
	新採用職員フォローアップ研修(コミュニケーション、ストレス軽減)	年1回
	評定評価者研修	随 時
スペシャリスト研修(法人主催)	年2回	
研 修 内 容		
外 部 研 修	横浜市・南区・市社協等	
	○ 横浜市 介護保険事業者講習会	年1回
	○ 横浜市 衛生管理講習会	年1回
	○ 南区 給食施設における栄養管理講習会	年2回
	○ 横浜市 感染症対策指導者養成講習会	年1回
	○ 南区 感染症対策研修会	年1回
	○ 南区 消防操法技術訓練会	年1回
	○ 市社協(高齢福祉部会→各研究会・特養分科会等)	各々年6回程度
	○ ウイリング横浜(介護知識、介護技術、OJT研修等)	随 時
	○ かなふくセミナー(〃)	随 時
	○ 南区(特定給食施設栄養管理研修会)	年2回等
	民間事業者等	
	○ 事業者未定 ・認知症ケアについて ・身体拘束排除の取組について 等	随 時

職員会議計画

会議名称	開催頻度
介護職員ミーティング	1回/日
職員会議(業務伝達や検討等)	1回/月
事故防止対策委員会	1回/2ヶ月
食事向上委員会	1回/月
サービス担当者会議(ケース会議)	随時
職員研修及び職員全体会議	4回/年
褥瘡予防委員会	1回/月
感染症対策委員会	1回/3ヶ月
入退所検討委員会	1回/月
労働安全衛生委員会	1回/月
身体拘束適正化委員会	1回/3ヶ月
排泄支援員会	1回/月

資金収支次期当初予算

令和 3年 4月 1日

(単位: 千円)

事業活動による収支	大	中	小	当年度予算額	次期予算額	増減	備考			
収入	介護保険事業収入	施設介護料収入		362,377	357,624	△4,753				
			介護報酬収入	254,246	256,790	2,544				
			介護報酬収入(処遇改善)	204,399	206,328	1,929	稼働率 94.6%			
			利用者負担金収入(公費)	22,555	23,149	594				
			利用者負担金収入(一般)	3,729	3,781	52				
			利用者負担金収入(処遇改善)	20,855	20,798	△57				
			居宅介護料収入(介護報酬収入)	2,708	2,734	26				
				28,835	26,217	△2,618				
				25,975	23,607	△2,368	稼働率 130%			
				2,860	2,610	△250				
			居宅介護料収入(利用者負担金収入)	3,881	3,552	△329				
				介護負担金収入(公費)	149	127	△22			
				介護負担金収入(一般)	3,352	3,077	△275			
				介護負担金収入(処遇改善)	380	348	△32			
			利用者等利用料収入	67,903	67,456	△447				
				食費収入(公費)	1,128	1,124	△4	本入所		
				食費収入(一般)	37,527	37,377	△150	本入所 33,804千円 短期入所 3,573千円		
				居住費収入(一般)	29,248	28,955	△293	本入所 25,730千円 短期入所 3,225千円		
			その他の事業収入	7,512	3,609	△3,903				
				補助金事業収入	7,486	3,600	△3,886	医療対応助成金		
				受託事業収入	26	9	△17	要介護認定調査料		
			経常経費寄附金収入	29	0	△29				
			受取利息配当金収入	29	0	△29				
			受取利息配当金収入	1,205	1,200	△5				
			その他の収入	1,205	1,200	△5				
				利用者等外給食費収入	814	786	△28			
				雑収入	741	760	19			
				雑収入	73	26	△47			
				雑収入	73	26	△47	自販機手数料		
				事業活動収入計(1)		364,425	359,610	△4,815		
			支出	人件費支出	職員給料支出		247,381	266,436	19,055	
						職員給料支出	165,215	178,995	13,780	
						職員給料支出	136,381	155,288	18,907	介護員 みなもの桜要員により増 介護員 非常勤職員1名正職員に 育休職員1名復帰
						処遇改善手当	28,834	23,707	△5,127	
						職員賞与支出	30,644	34,002	3,358	
職員賞与支出	28,015	30,772				2,757	介護員 みなもの桜要員により増			
賞与処遇改善手当	2,629	3,230				601				
非常勤職員給与支出	19,553	19,090				△463				
非常勤職員支出	18,147	16,666				△1,481	介護員1名令和3年4月1日に正職員に転換のため減			
処遇改善手当	1,406	2,424				1,018				
退職給付支出	356	356				0				
退職給付支出	356	356				0				
法定福利費支出	31,613	33,993				2,380	みなもの桜要員により増			
事業費支出	54,344	56,801				2,457				
給食費支出	23,431	23,883				452				
介護用品費支出	4,157	3,695				△462	紙おむつ類2,950千円 タオル109千円 車いす100千円 センサーマット100千円 Rバー60千円 スライディングボード132千円 エアマット198千円 歩行器 46千円			
医薬品費支出	233	270				37				
保健衛生費支出	844	1,000				156	入所者レントゲン205千円 衛生用品542千円 害虫駆除203千円 レジオネラ検査42千円 医療廃棄物処理3千円 他			
被服費支出	1,308	1,554				246	寝具リース料 1,284千円 防水シート211千円 食事エプロン59千円			
教養娯楽費支出	190	353				163	行事140千円 初穂料供物41千円 新聞購読料106千円 折り紙他50千円 他			
日用品費支出	557	688				131	洗濯洗剤298千円シャンプー、ボディソープ30千円 トイレットペーパー95千円 ペーパータオル159千円 ティッシュペーパー 清拭用品104千円 他			
水道光熱費支出	21,443	22,100				657				
電気料	6,538	6,600				62				
ガス料	5,417	5,500				83				
水道料	9,488	10,000				512	値上げ予定 予算増			
消耗器具備品費支出	1,726	2,960				1,234	使い捨て手袋 価格高騰			
車両費支出	455	298				△157				
車両費	212	100				△112	車検1台			
車両燃料費	243	198				△45				
事務費支出	42,373	34,634				△7,739				
福利厚生費支出	873	999				126	職員ワゴン、生活習慣病健診343千円 インフルエンザ 予防接種216千円ストレッチャック50千円 慶弔見舞金70千円永年勤続150千円育児復帰金100千円 ライフサポート20千円 入社時健診50千円			

1

-9-

事業・拠点 [0103:横浜市天神ホーム]

Page: 2

資金収支次期当初予算

令和3年4月1日

(単位:千円)

大	中	小	当年度予算額	次期予算額	増減	備考
	職員被服費支出		337	264	△73	看護衣洗濯156千円 入浴エプロン他購入88千円 制服15千円 栄養5千円
	旅費交通費支出		50	50	0	
	研修研究費支出		83	200	117	
	事務消耗品費支出		282	513	231	シュレッダー86千円
	修繕費支出		9,859	2,273	△7,586	厨房 423千円 給湯器850千円 他
	通信運搬費支出		611	650	39	
	広報費支出		210	500	290	求人広告料
	業務委託費支出		24,890	25,115	225	
		委託料	24,890	25,115	225	給食業務委託18,498千円 フォックスブルー345千円(2カ年計画)前年執行なし 建物保守4,919千円 定期清掃1,168千円 グリストラップ排水管清掃100千円 経営者会85千円
	手数料支出		1,167	300	△867	紹介手数料減
	保険料支出		334	270	△64	自動車保険 158千円 日本総研 87千円 車検 1台 25千円
	賃借料支出		13	15	2	複合機リース料 12千円 駐車場代
	土地・建物賃借料支出		429	0	△429	留学生家賃負担減
	租税公課支出		91	50	△41	車検1台 消費税
	保守料支出		2,067	2,163	96	建物保守 1,015千円 カカ行保守289千円 セキュリティソフト44千円 キャンオン96千円 ガスヒーボン保守600千円 勤怠管理保守119千円
	諸会費支出		138	138	0	
	雑支出		939	1,134	195	
		雑支出	939	1,134	195	一般廃棄物処理料1,134千円
	利用者負担軽減額		485	485	0	
	その他の支出		485	485	0	
	利用者等外給食費支出		741	760	19	
	事業活動支出計(2)		741	760	19	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		345,324	359,116	13,792	
収入	施設整備等補助金収入		19,101	494	△18,607	
			8,800	0	△8,800	
	施設整備等補助金収入		8,800	0	△8,800	
	施設整備等収入計(4)		8,800	0	△8,800	
支出	固定資産取得支出		9,222	338	△8,884	
		器具及び備品取得支出	9,222	338	△8,884	ファイルサーバー更新
	施設整備等支出計(5)		9,222	338	△8,884	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△422	△338	84	
収入	積立資産取崩収入		8,682	850	△7,832	
		その他の積立資産取崩収入	8,682	850	△7,832	給湯器 850千円
	拠点区分間繰入金収入		165	0	△165	
		拠点区分間繰入金収入	165	0	△165	
	その他の活動収入計(7)		8,847	850	△7,997	
支出	積立資産支出		7,204	7,744	540	
		退職給付引当資産支出(債・長)	3,560	4,100	540	市社協掛金
		その他の積立資産支出	3,644	3,644	0	
	拠点区分間繰入金支出		3,644	3,644	0	修繕積立金
		拠点区分間繰入金支出	40,000	8,500	△31,500	
		拠点区分間繰入金支出	40,000	8,500	△31,500	みなもの桜 繰入
	その他の活動支出計(8)		47,204	16,244	△30,960	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△38,357	△15,394	22,963	
	予備費支出(10)		0	0	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△19,678	△15,238	4,440	
	前期末支払資金残高(12)		491,093	471,415	△19,678	
	当期末支払資金残高(11)+(12)		471,415	456,177	△15,238	

千円)

復帰

減

100千円

3千円

可

千円
59千円

100千円